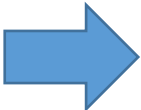


宍粟市環境基本計画（第4次）及び宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画の骨子

資料 1

宍粟市環境基本計画(第3次)【現行】

章	みだし
第1章	計画の基本的事項
第2章	現状と課題(1社会情勢の変化)
	現状と課題(2宍粟市の概況、3宍粟市における環境の現状)
	現状と課題(4市民等意識調査結果)
	現状と課題(5宍粟市環境基本計画の評価等)
第3章	計画の理念と方針
第4章	基本方針の現状と施策展開 基本方針1 森林資源の有効活用
	基本方針の現状と施策展開 基本方針2 地球温暖化対策の推進
	基本方針の現状と施策展開 基本方針3 資源が循環するまちづくり
	基本方針の現状と施策展開 基本方針4 安心・安全な生活環境の整備
	基本方針の現状と施策展開 基本方針5 環境意識の向上による環境にやさしいまちづくり
第5章	計画の推進と進行管理

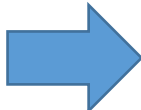


宍粟市環境基本計画(第4次)【改正案】

章	みだし	修正事項
第1章	左同	第6次環境基本計画(R6.5.21閣議決定)等との整合
		計画期間の更新
第2章	左同	現状の記載について、最新の動向を記載
	左同	情報の更新
	左同	アンケート結果を記載
	左同	第3次計画の評価(2026年目標値と直近実績値に更新)
第3章	左同	変更なし
第4章	左同	J-クレジットの取組を記載
		年度別データ、目標値の更新
	左同	小水力発電の取組を更新
		エネルギー自給率の更新
		市内の二酸化炭素排出量の更新(自治体排出カルテを使用)
		森林吸収量の更新
	左同	情報の更新
		市民等意識調査結果→アンケート回収後に更新
	左同	情報の更新
	左同	情報の更新
市民等意識調査結果→アンケート回収後に更新		
第5章	左同	目標指標の更新

地方公共団体実行計画(区域施策編・事務事業編)【現行】

章	みだし
第1章	計画の基本的事項
第2章	計画策定の背景(1地球温暖化と影響)
	現状と課題(2宍粟市の状況)
第3章	二酸化炭素排出量と削減目標(1.市内の二酸化炭素排出量)
	二酸化炭素排出量と削減目標(2.二酸化炭素排出量の削減目標)
第4章	目指す姿・基本方針(1.目指す姿)
	目指す姿・基本方針(2.基本方針)
第5章	地球温暖化対策 基本方針1 森林の地球温暖化防止機能の発揮
	地球温暖化対策 基本方針2 再生可能エネルギーの導入促進
	地球温暖化対策 基本方針3 省エネルギーの推進
	地球温暖化対策 基本方針4 市事務事業における削減
第6章	計画の進行管理



地方公共団体実行計画(区域施策編・事務事業編) 【改正案】

章	みだし	主な修正事項
第1章	左同	第6次環境基本計画(R6.5.21閣議決定)との位置づけ
		計画期間・目標年度の変更
第2章	左同	現状の記載について、最新の動向に更新
	左同	市民等意識調査結果→アンケート回収後に更新
第3章	左同	推計手法を自治体排出量カルテに変更
	左同	削減目標を更新
第4章	左同	変更なし
	左同	変更なし
	左同	情報の更新
	左同	情報の更新、導入目標を新たに追加
第5章	左同	情報の更新
	左同	情報の更新
		政府実行計画の5つの目標を追加
	左同	変更なし
第6章	左同	変更なし

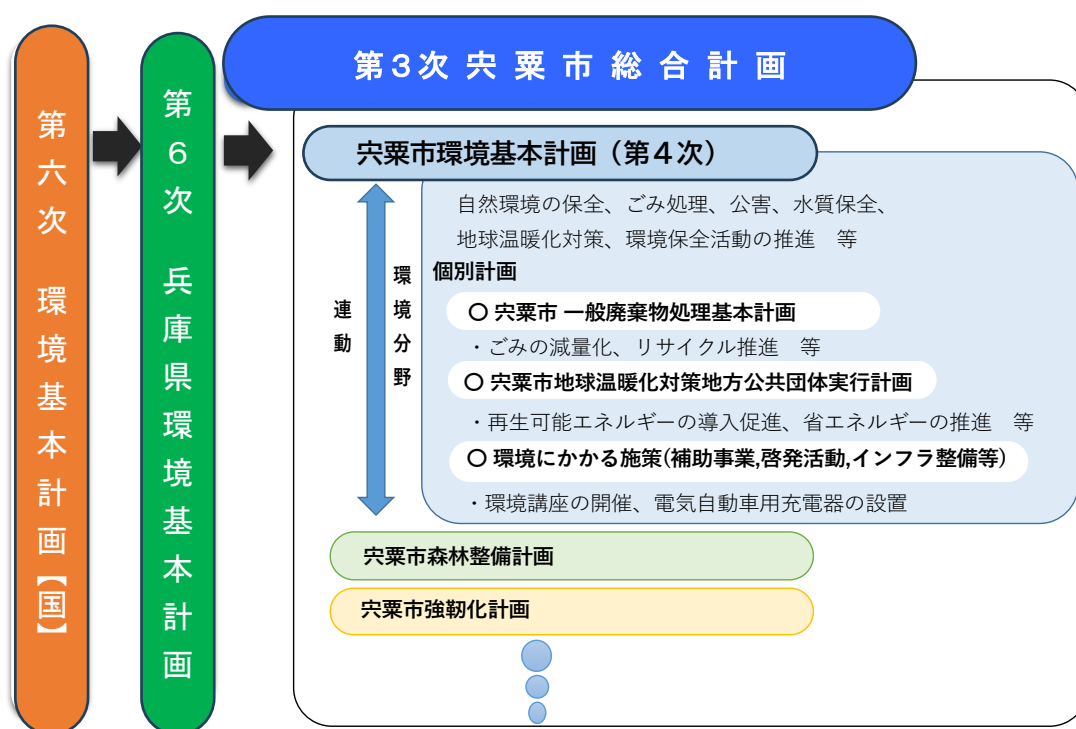
第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市においては、2010 年度に「宍粟市環境基本計画」、2015 年度に「宍粟市環境基本計画（第 2 次）」、2022 年度に「宍粟市環境基本計画（第 3 次）」を策定し、市内の環境の保全と創造に向けた取組を市民や各種団体、事業者、行政等との協働によって進めてきました。一方、この間には国の「第六次環境基本計画」の閣議決定や、兵庫県の「第 6 次兵庫県環境基本計画」の策定、異常気象の激甚化・頻発化による様々な自然災害の発生、プラスチックごみ問題等、環境に関する動向は目まぐるしく変化しています。こうした状況下において、この度、2026 年度をもって「宍粟市環境基本計画（第 3 次）」の計画期間が満了となることから、国内外の環境に関する動向、国や兵庫県、本市の他の関連計画の内容を踏まえた、2027 年度以降の本市における環境の取り組みを示すため、「宍粟市環境基本計画(第 4 次)」を策定します。

2 計画の位置付け

「宍粟市環境基本計画」は、「宍粟市環境基本条例」の第 7 条に基づき、『環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画』として策定するものです。同時に、「第 3 次宍粟市総合計画」の理念を環境の側面から実現していくための計画です。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）」を併せて策定するとともに、本市の他の関連計画との整合を図り、環境の保全と創造に取り組むものです。



3 計画期間

計画期間は、本市の環境施策の指針として長期的展望が求められることから、「第3次宍粟市総合計画（前期・後期）」の期間を包含する2027年度から2036年度までの10年間とします。また、今後の国や兵庫県の環境分野に関する動向の変化や「宍粟市総合計画」の変更等により、必要に応じて中間見直しを行います。

4 計画の対象範囲

「宍粟市環境基本条例」に基づき、計画の対象範囲は以下の範囲とします。

対象範囲	内 容
① 自然環境	森林、農地、動植物 等
② 地球温暖化対策	温室効果ガス、再生可能エネルギー、省エネルギー 等
③ 資源循環	廃棄物、リサイクル 等
④ 生活環境	公害（大気・水・騒音等）、ポイ捨て・不法投棄 等
⑤ 環境保全活動	環境教育、環境学習、市民活動 等

5 計画の体系

基本理念：環境基本計画の重要かつ中心的な概念

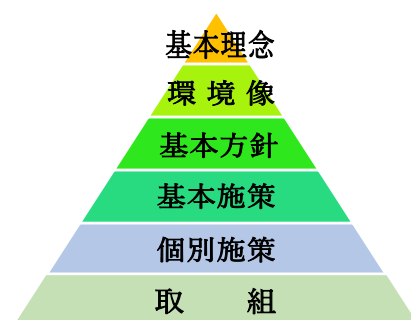
環 境 像：環境分野における市のめざすまちの姿

基本方針：環境像を実現するための施策の方針

基本施策：施策の枠組み

個別施策：基本施策を構成するより具体の施策

取 組：個別施策の事業内容



第2章 現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が 2015 年 9 月の国連サミットで採択され、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17 の目標と 169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」が掲げられました。「持続可能な開発目標(SDGs)」は、環境・経済・社会の広範囲な課題の解決に向けて、すべての国やステークホルダー（利害関係者等）がめざすべき普遍的な目標とされています。



「SDGs」の 17 目標（出典 国際連合広報センター）

(2) 地球温暖化対策の動向

国は、2015 年 12 月のパリ協定の採択を受けて、2020 年 10 月に 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、同年 12 月に環境と経済の好循環につなげるための産業政策である「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定するなど、国内における脱炭素化を進めてきましたが、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化などにより、国内での電力需給のひっ迫やエネルギー価格の高騰が生じるなど、これまで以上に地球温暖化対策・エネルギー政策の重要性が増しました。

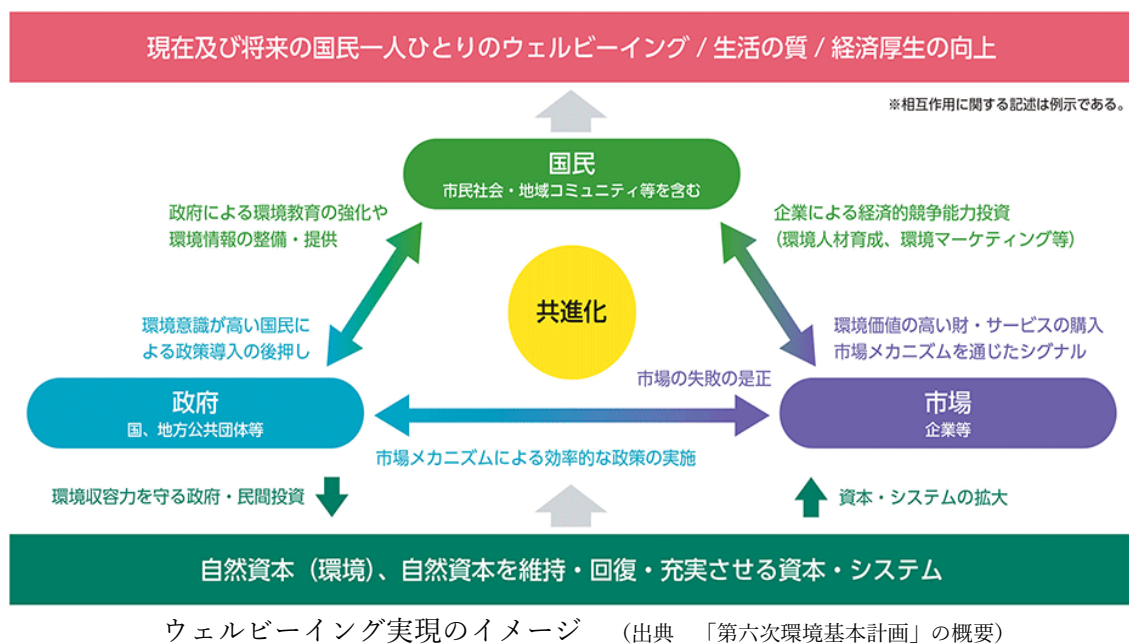
このような社会情勢から、国は、2025 年 2 月にエネルギー政策の指針となる「第 7 次エネルギー基本計画」を策定しました。また、同月に「地球温暖化対策計画」を改訂し、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減するこれまでの目標に加え、2035 年度までに 60%削減、2040 年度までに 73%削減の目標を新たに掲げました。近年では、石油・石炭・天然ガス・といった化石エネルギー中心の経済・社会、産業構造からクリーンエネルギー中心に移行するグリーントランスフォーメーション（GX）の取り組みが重要になってきています。また、私たちの暮らしの中においても再生可能エネルギー自給率を上昇させて石油に依存しない社会づくりの構築が求められています。

(3) 循環型社会の構築に関する動向

まだ食べることができる食品が廃棄される食品ロスや、プラスチックごみ等の海洋ごみによる生態系への影響等、廃棄物による環境負荷や環境汚染等が問題となっています。国は「プラスチック資源循環促進法」の施行や「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく基本方針の閣議決定など、「循環型社会の形成に向けた取り組みを進めています。

(4) 第六次環境基本計画

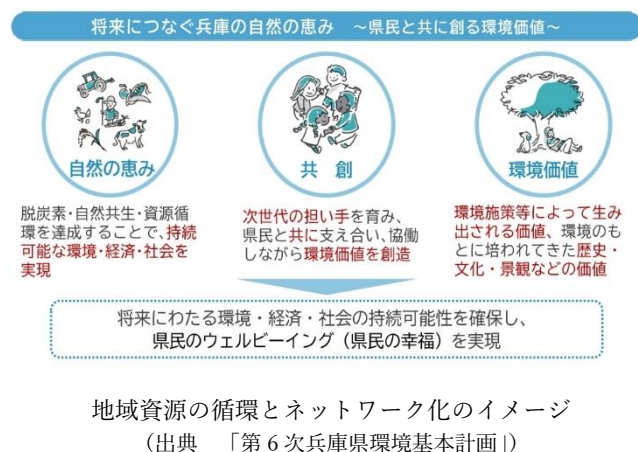
2024 年 5 月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、第一次計画からちょうど 30 年の節目に策定される環境基本計画であることから、環境保全を通じた現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築をめざすこととしています。さらに、今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととしています。



(5) 第 6 次兵庫県環境基本計画

兵庫県は、国の「第六次環境基本計画」の流れを汲んだ「第 6 次兵庫県環境基本計画」を 2025 年 3 月に策定しています。

同計画では、基本理念に『兵庫五国の多様性を活かした環境適合型社会の実現』を掲げるとともに、『環境と経済・社会の統合による新しい価値の創出』、『県民のウェルビーイング（県民の幸福）の実現』、をめざすとされており、将来にわたる環境・経済・社会の持続可能性を確保し、県民のウェルビーイング（県民の幸福）を実現するための環境政策を展開するとされています。



2 宍粟市の概況

(1) 宍粟市総合計画の将来像の理念等

市の最上位計画である宍粟市総合計画においては、将来像の理念を「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」とするとともに、まちづくりのテーマを「森林から創まる地域創生」として、人口減少等の様々な課題に対し、豊かな自然を基盤とした多様な取組を総合的に展開しています。

《将来像の理念》 人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

本市は、県内最高峰の氷ノ山をはじめとする宍粟50名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれています。また、「宍粟」の地名は、奈良時代に編さんされた「播磨国風土記」に登場するなど歴史は古く、先人たちによって固有の文化や伝統が育まれてきました。これからのまちづくりでは、先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承しつつ、それを魅力ある資源として生かしながら、市民と行政の協働によって、次の世代へとつないでいく必要があります。

「人と自然が輝き」とは

市民一人ひとりが、人と人との助け合い支え合い、人と地域のつながりを大切にするを通じて、豊かで美しい自然環境を守っていくとともに、資源として活用していくことで、宍粟市の魅力を高めていくことを意味します。

「みんなで創る」とは

市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、参画と協働によってまちづくりを進めることを意味します。

「夢のまち」とは

市民一人ひとりが、「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちを次の世代へつなぐことを意味します。

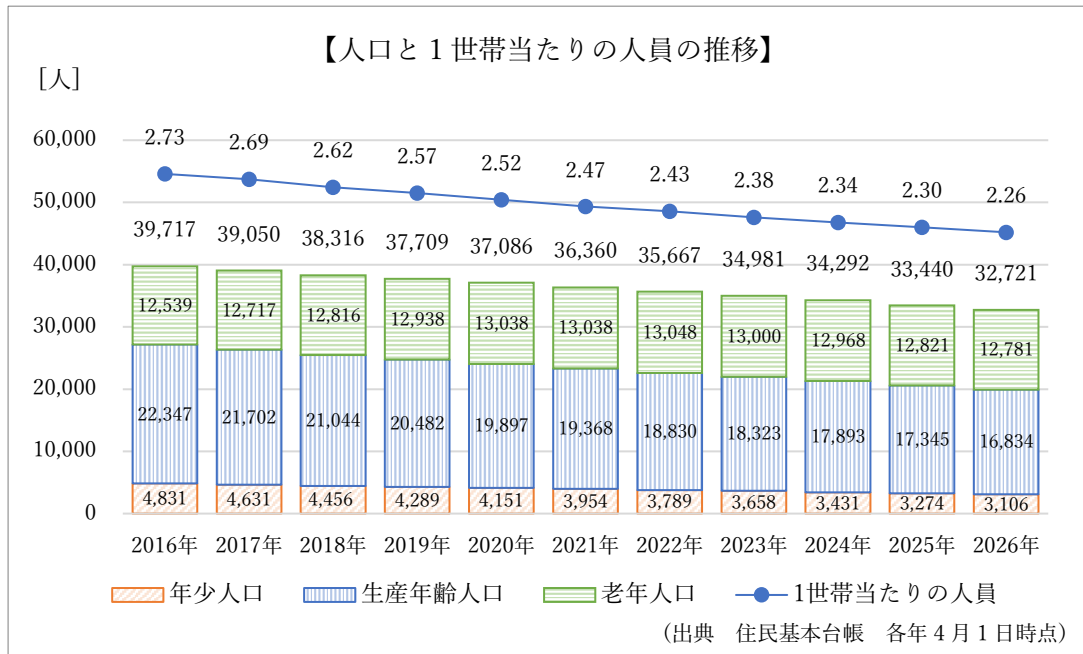
《まちづくりのテーマ》 森林から創まる地域創生

宍粟市は広範な市域に様々な地域資源を有する豊かなまちです。この中でも特に、その約9割を占める森林は本市の誇る資源であるといえます。森林は、木材などの林産物の供給のほかに、水資源のかん養、土砂災害の防止、新鮮で良質な農畜産物の供給、渓谷美等による観光振興など市民生活に深く関わり、多くの恵みをもたらしています。

人口減少、少子高齢化という大きな課題に直面している現在、このように森林とともに歩んできた「森林と共に生きるまち」であることを再認識する中で、「住まい」「仕事」「観光」「子育て・教育」「環境」「保健・休養」といった様々な面において、森林からの恩恵を最大限に生かしていくことで、宍粟市らしい特色あるまちづくりと新たな付加価値の創出により地域経済を活性化していく必要があります。また、市民、地域・団体、企業、行政の間の相互の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成によって、森林から創まる多様な取組等を総合的に展開し、人と自然が輝き活力に満ちた持続可能な地域の創生をめざします。

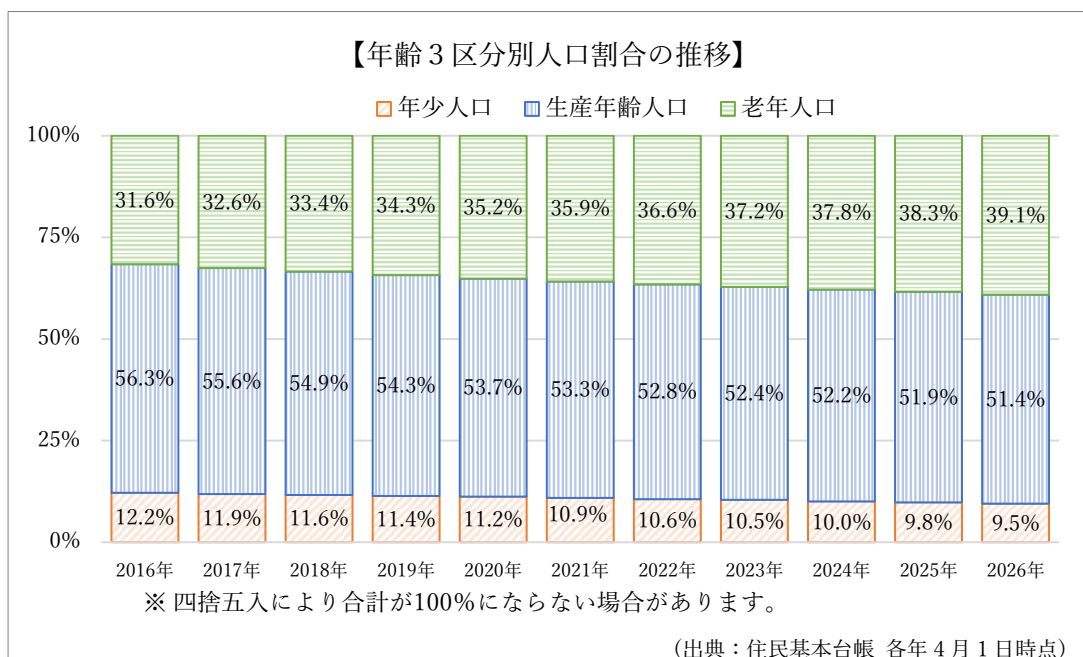
(2) 人口の推移

本市の人口は、2016年の39,717人から2026年には32,721人になっており、年間約700人の減少が続いています。また、1世帯当たりの人員においても、核家族化の進行や単身世帯の増加により、2016年の2.73人から2026年には2.26人に減少しています。



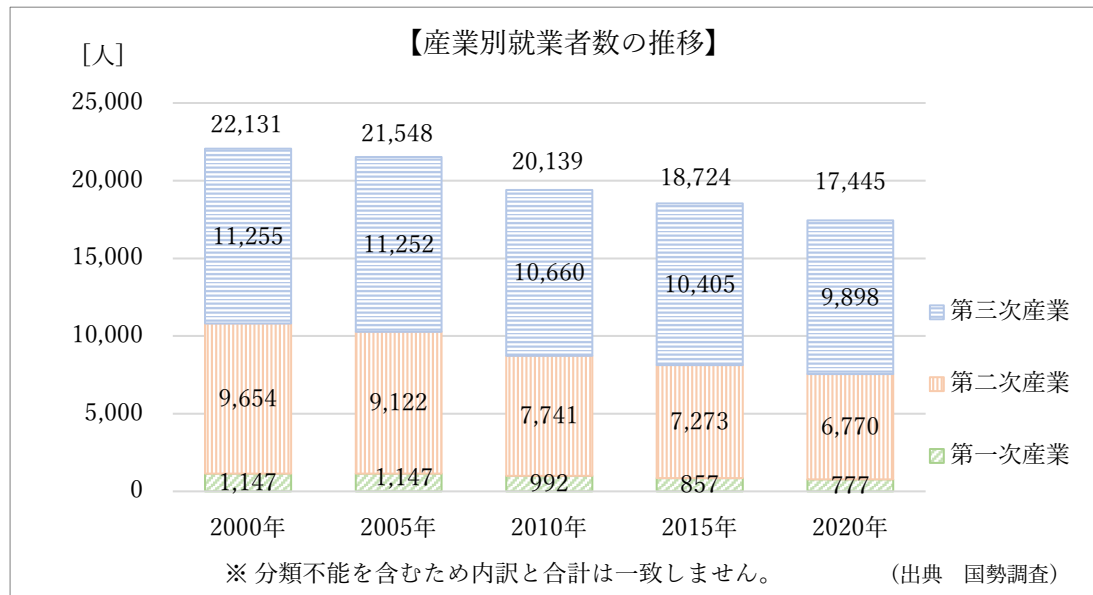
(3) 年齢3区分別人口割合

年齢3区分別人口割合では、年少人口は2016年から2026年の間に12.2%から9.5%に、生産年齢人口は56.3%から51.4%に減少しています。一方、老年人口は31.6%から39.1%に増加しています。少子高齢化は着実に進んでいます。



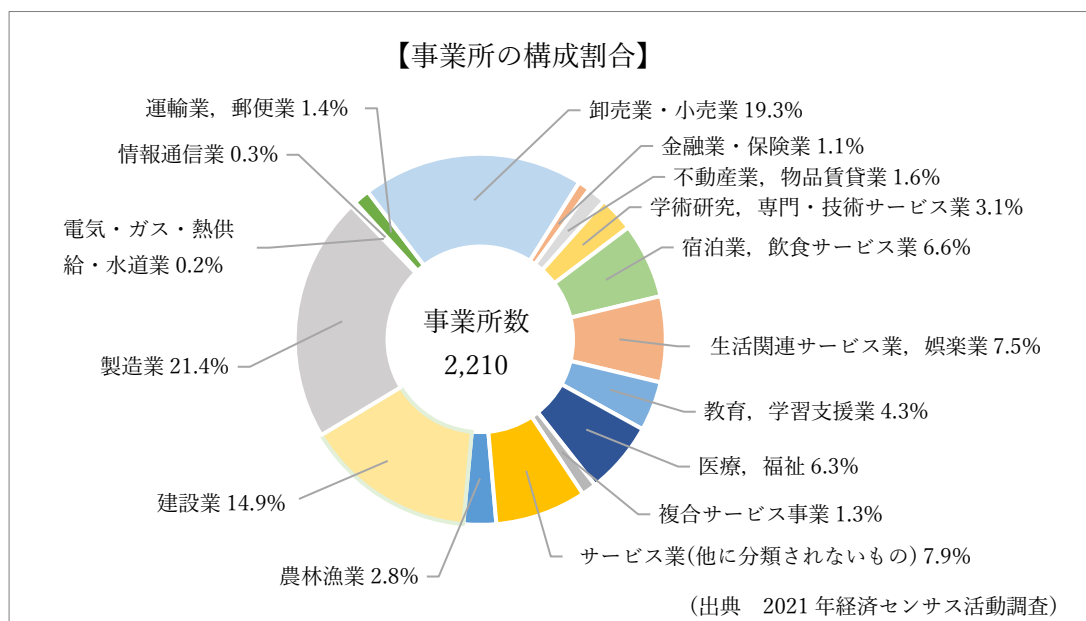
(4) 産業別就業者数

産業別就業者数は、2000年から2020年の間に22,131人から17,445人へと4,686人減少しており、内訳では第一次産業が1,147人から777人(370人減)、第二次産業が9,654人から6,770人(2,884人減)、第三次産業が11,255人から9,898人(1,357人減)となっています。



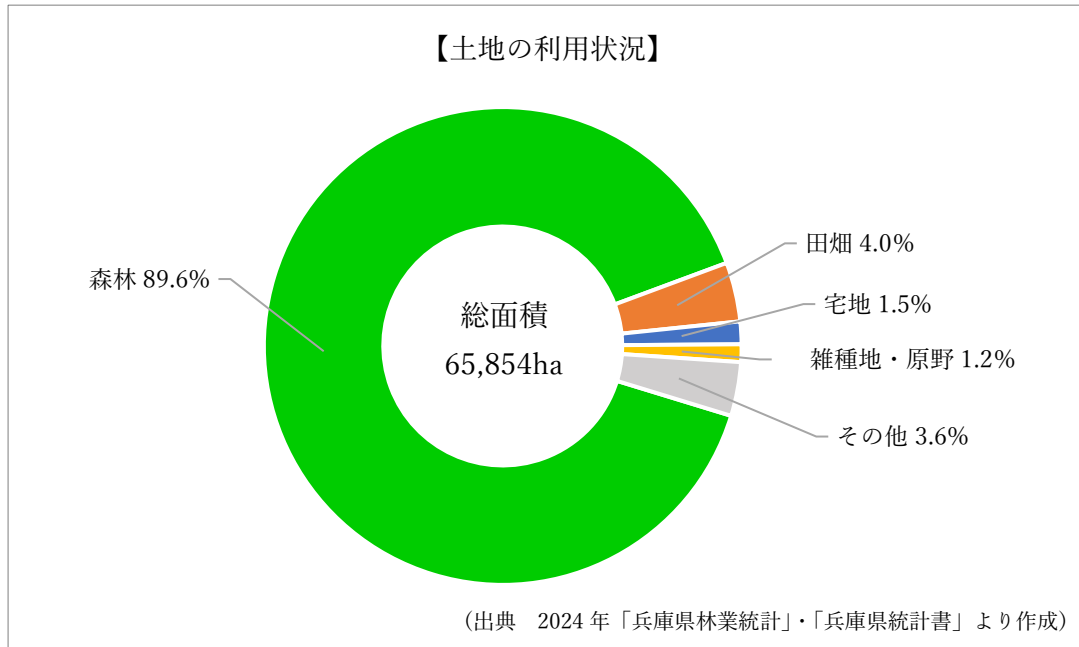
(5) 事業所数と構成割合

経済センサスに基づく2021年の宍粟市内の事業所数は2,210事業所となっており、5年前に比べて96事業所減少しました。構成割合では製造業が全体の21.4%と最も多くを占め、次いで、卸売業・小売業の19.3%、建設業の14.9%となっています。



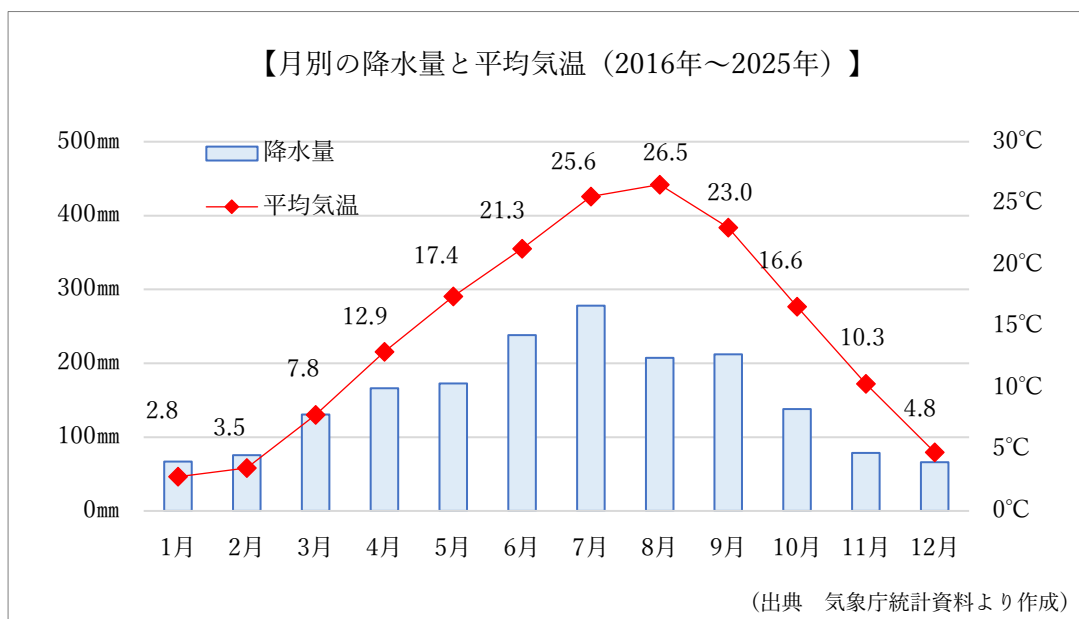
(6) 土地利用の状況

市の総面積 65,854ha のうち、森林が 89.6% (59,025ha) を占めており、次いで、田畑が 4.0% (2,702ha)、宅地が 1.5% (1,009ha)となっています。



(7) 気候

宍粟市の 2016 年から 2025 年の間の年間平均気温は 14.4℃、年間降水量は 1,829.8mm となっており、北部地域では、日本海型気候の影響を受けることから寒冷多雨で、冬季には積雪が多くなっている一方、南部地域では、瀬戸内海型気候の影響を受けることから温暖な気候となっています。



3 宍粟市における環境の現状

(1) 恵まれた自然環境

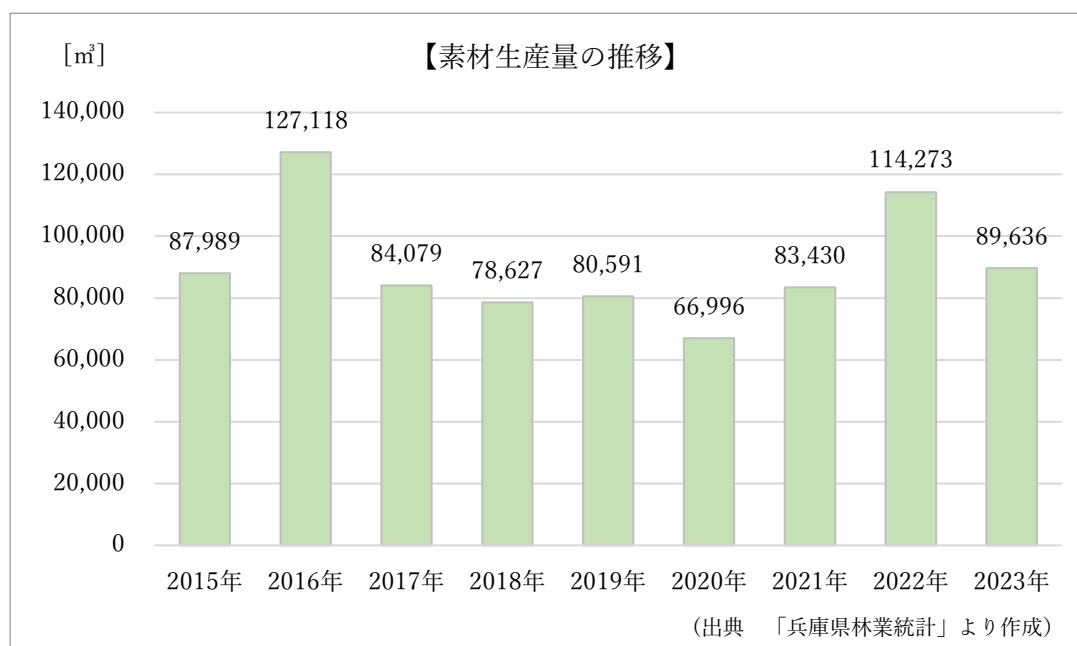
本市は兵庫県の中西部に位置し、北は養父市と鳥取県、東は朝来市と神河町、南は姫路市とたつの市、西は佐用町と岡山県と接し、東西約 32km、南北約 42km と広く、行政面積は、658.54km²で、兵庫県土の約 7.8%を占めています。

市域の大部分を占める森林は、氷ノ山後山那岐山国定公園や音水ちくさ県立自然公園、雪彦峰山県立自然公園に属する緑が豊かなまちです。さらに、清流である揖保川や千種川をはじめ、福知溪谷、赤西溪谷、音水溪谷等の景勝地、原不動滝、千年藤、もみじ山等、豊かで美しい自然資源や風景が四季折々の風情を織りなしています。



(2) 木材の活用

広大な森林面積を有する本市では、古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具等の生産が地場産業として行われています。2023年には、兵庫県内の素材生産量(材料用途)296,000 m³の約3割にあたる89,636 m³を生産する県内最大の木材産地となっています。また、間伐材等の未利用材は、新たなエネルギー資源として、県内の木質バイオマス発電施設の大きな供給源となっています。



(3) 観光入込客数

本市では、森林を木材資源の生産の場として利用するとともに、「穴栗 50 名山」や「森林セラピー」といった観光資源としての活用に取り組んでいます。

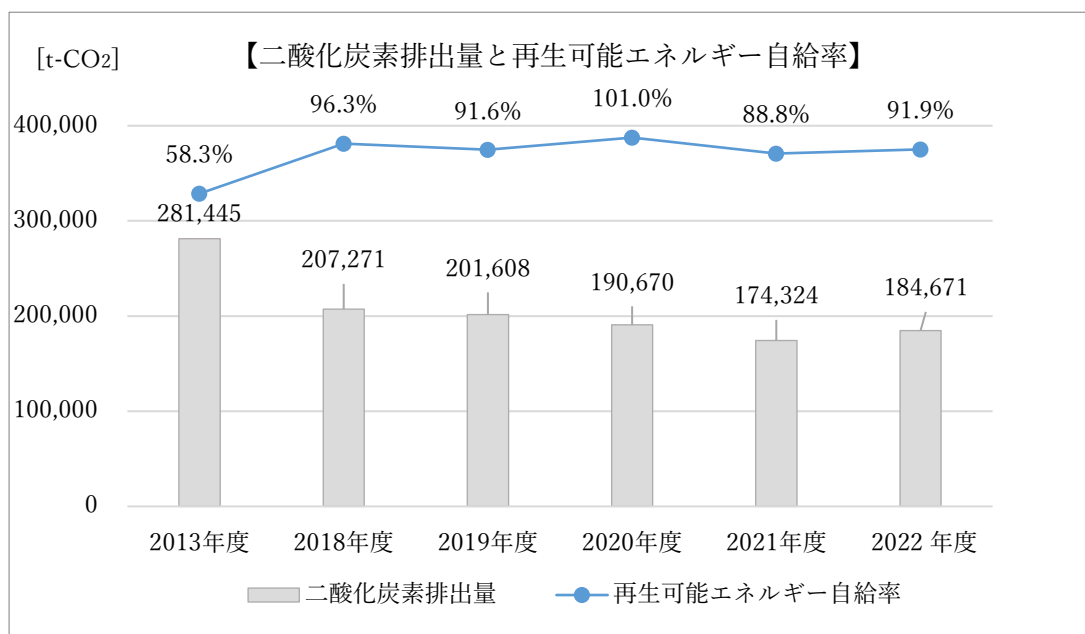
2020年は新型コロナウイルスの影響で77万人まで落ち込みましたが、近年は回復傾向です。しかしながら、100万人を超えていた2018年以前の水準には達していません。



(4) 二酸化炭素排出量と再生可能エネルギー自給率

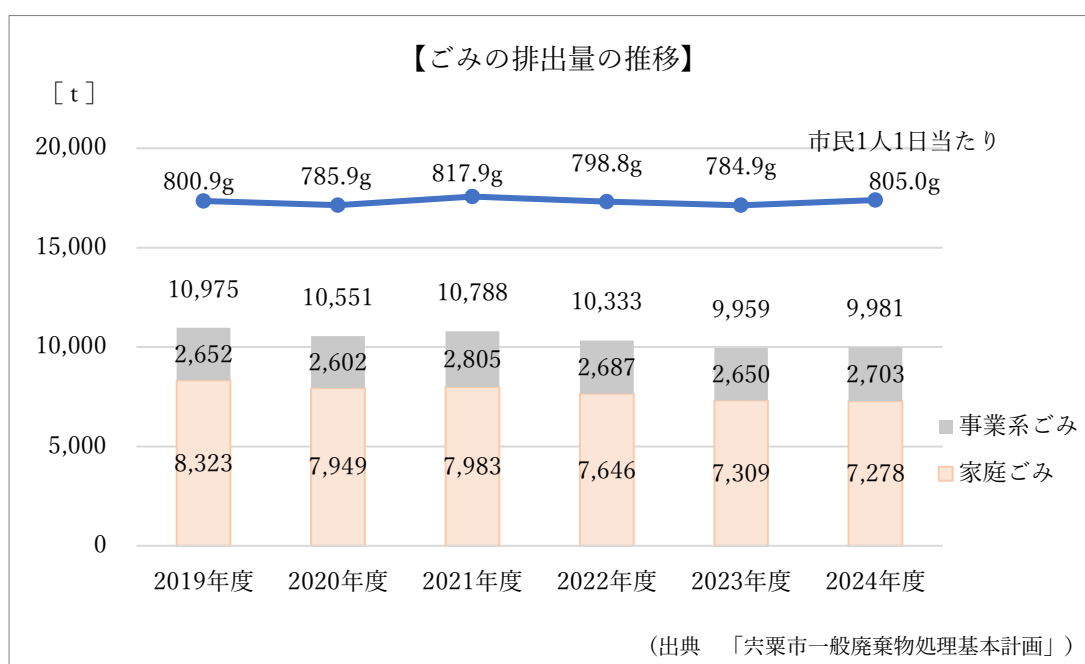
市内の二酸化炭素排出量は、家庭・事業所等において省エネルギー設備の導入や省エネルギー行動の実践等により、減少傾向にあります。再生可能エネルギー自給率※は、住宅屋根や遊休地等に太陽光発電設備の導入が進んだことから、2013年度の58.3%から2022年度には91.9%に向上しています。

※再生可能エネルギー自給率＝市内の再生可能エネルギー供給量/市内のエネルギー需要量
(産業部門、運輸部門を除く)



(5) ごみの排出量

市内のごみの排出量は近年減少傾向にあります。人口減少に伴い市民1人1日当たりのごみの排出量は2019年度の800.9gから2024年度には805.0gに増加しています。



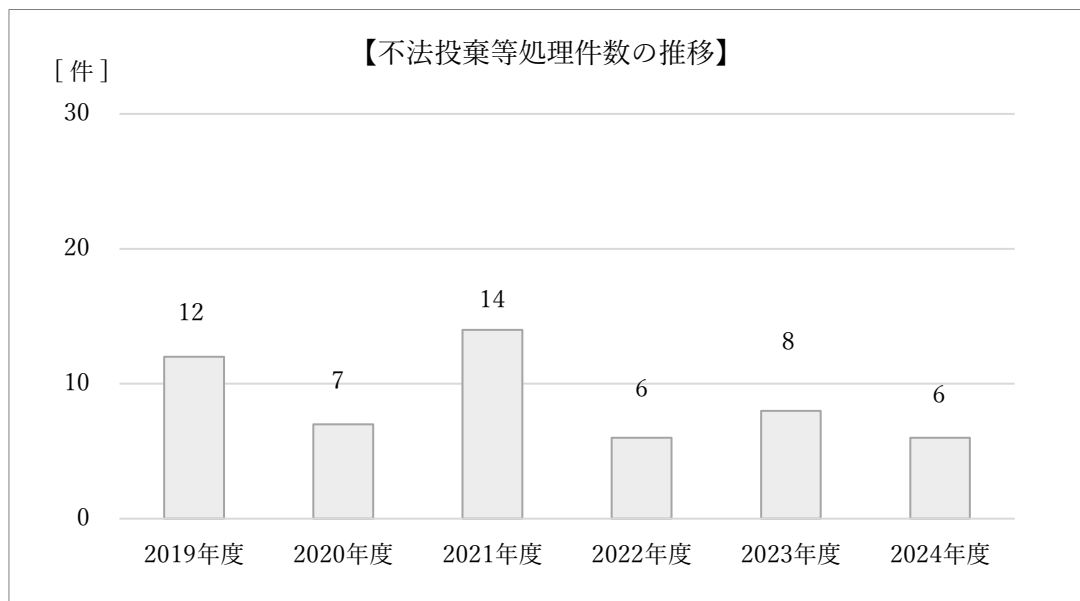
(6) 環境基準の達成状況

市内における水質環境、大気環境、自動車騒音の環境基準の達成状況は、光化学オキシダント(Ox)を除いて達成しています。

区分	項目	測定箇所	環境基準	2024 年数値
水質 環境	生物化学的酸素要求量 (BOD)	揖保川(穴栗橋)	2.0 以下	0.5
		千種川(室橋)	1.0 以下	0.5 未満
	浮遊物質質量(SS)	揖保川(穴栗橋)	25 以下	1 (2024 年)
		千種川(室橋)	25 以下	1 (2024 年)
大気 環境	光化学オキシダント (Ox)	たつの市役所	0.06 以下	0.090 (2024 年)
	浮遊粒子状物質 (SPM)	たつの市役所	日平均 0.10 以下	0.033
	微小粒子状物質(PM2.5)	たつの市役所	年平均 15 以下	4.3
			日平均 35 以下	22.0
自動車 騒音	市内の主要路線		昼夜 70 以下 夜間 65 以下	適合

(7) 不法投棄の状況

本市は市域が広大であり、山間部には集落が点在していることから、国道や県道の他に市道や林道等の集落を結ぶ生活道路が多く存在しています。車通りの少ない市道や林道沿いにごみを不法に投棄する事案が発生しています。



4 市民等意識調査結果

(1) 調査概要

○ 調査期間：2025 年 9 月 10 日～10 月 31 日

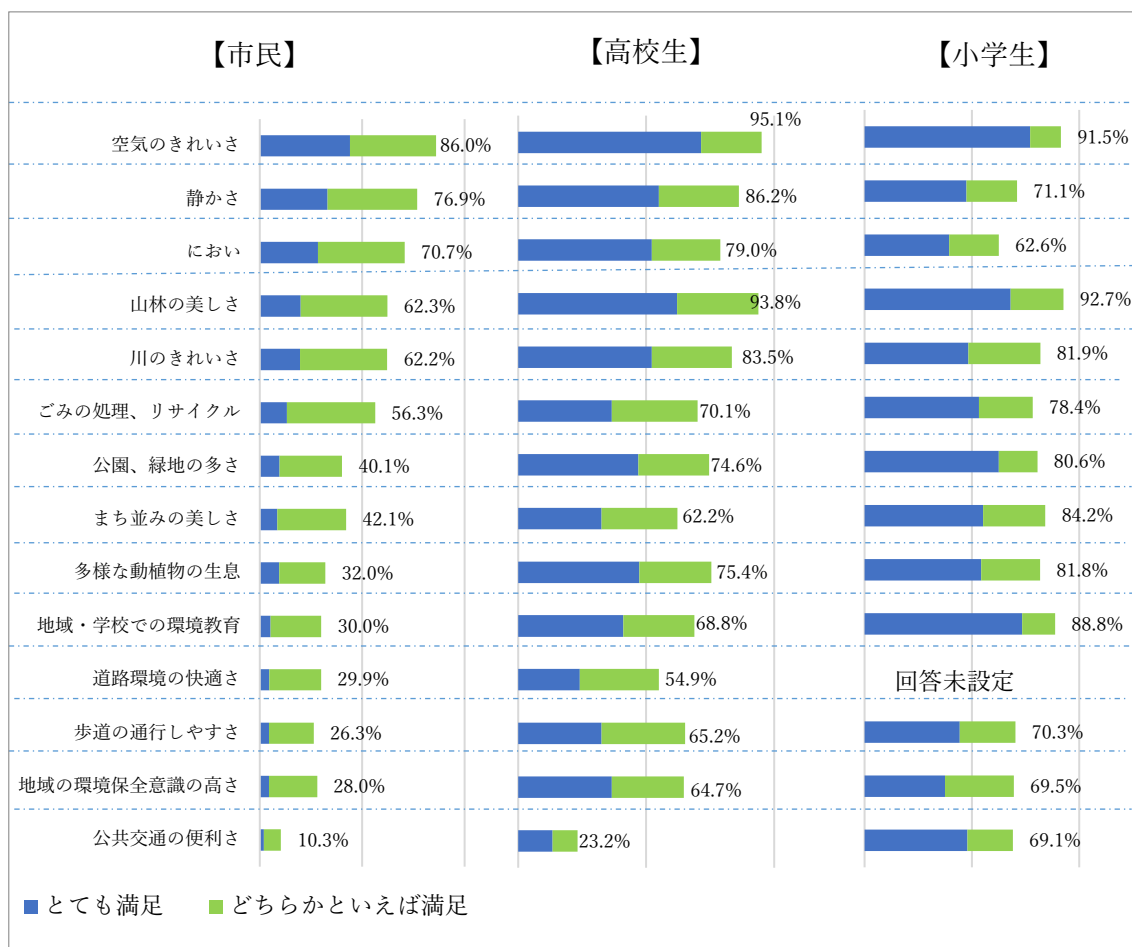
○ 配布・回収

	市民	高校生	小学生	事業所	合計
配布数	2,000 通	237 通	267 通	600 通	3,104 通
回収数	904 通	224 通	259 通	275 通	1,662 通
回収率	45.2%	94.5%	97.0%	45.8%	53.5%
備 考	住民基本台帳より 無作為抽出	市内全高校 第 2 学年生徒	市内全小学校 5 年生生徒	従業員 5 名以上 の市内事業所	—

(2) 意識調査の主な結果

① 住まいの地域における環境の満足度

各対象ともに、「空気のきれいさ」や「山林の美しさ」、「川のきれいさ」等の自然環境に関する項目の満足度が高く、「道路環境の快適さ」や「公共交通の便利さ」等のインフラ整備に関する項目の満足度が低くなっています。



② 関心のある環境問題

各対象に共通し、「ごみの不法投棄」や「地球温暖化問題」が関心の高い環境問題になっており、一方、「騒音・振動・悪臭」や「土壌汚染」等の公害に関する環境問題への関心が、低くなっています。

順位	市民	高校生	小学生
1	耕作放棄地、空き家・空き地の増加 48.7%	食品ロス 37.1%	地球温暖化問題 61.0%
2	ごみの不法投棄・焼却やポイ捨て 38.6%	プラスチックごみ等による海洋汚染 37.1%	食品ロス 41.3%
3	有害鳥獣による農作物への被害 38.3%	ごみの不法投棄・焼却やポイ捨て 35.3%	プラスチックごみ等による海洋汚染 39.0%
4	高齢化・担い手不足による森林の管理不足 32.7%	地球温暖化問題 29.5%	外来生物の増加、希少な野生生物の減少 35.5%
5	地球温暖化問題 30.8%	高齢化・担い手不足による森林の管理不足 21.9%	ごみの不法投棄・焼却やポイ捨て 28.2%

	【市民】	【高校生】	【小学生】
耕作放棄地・空き家	48.7%	12.1%	11.2%
ごみの不法投棄・焼却	38.6%	35.3%	28.2%
有害鳥獣の農作物被害	38.3%	14.3%	15.8%
林業の担い手不足	32.7%	21.9%	14.3%
地球温暖化問題	30.8%	29.5%	61.0%
食品ロス	22.5%	37.1%	41.3%
プラごみ等の海洋汚染	15.3%	37.1%	39.0%
水質汚濁	13.5%	12.1%	回答未設定
太陽光発電の景観影響	13.1%	4.9%	回答未設定
外来生物の増加等	8.6%	18.3%	35.5%
大気汚染	8.5%	10.7%	19.3%
騒音・振動・悪臭	6.1%	7.1%	回答未設定
土壌汚染	5.4%	7.6%	回答未設定
その他	2.0%	5.4%	0.6%

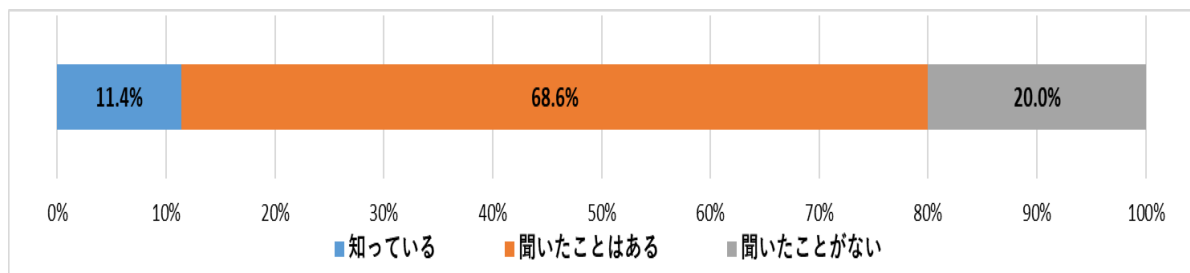
設問)「あなたは、どのような環境問題に対して、特に関心がありますか。」(当てはまるもの3つ)

③ カーボンニュートラルの認知度について

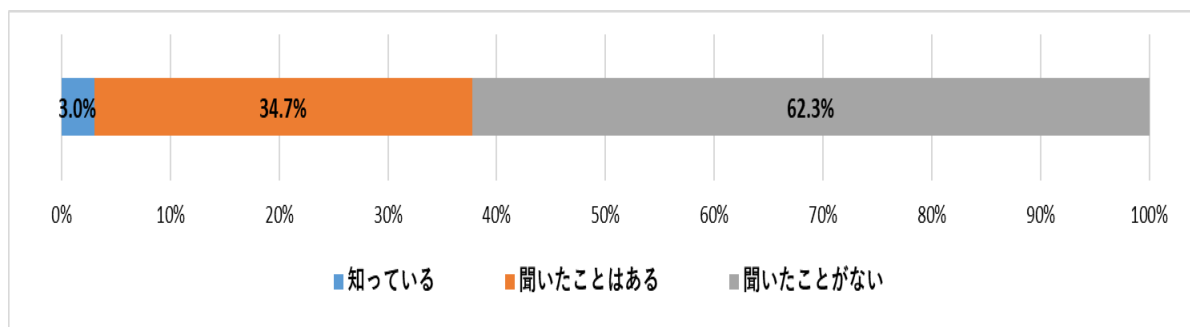
政府の「カーボンニュートラル宣言」は、「知っている」と「聞いたことがある」を合わせて約 80%の高い知名度があることがわかりました。

しかし、市の「ゼロカーボンシティ」については、「知っている」と「聞いたことがある」を合わせて約 38%と、半分以下の知名度となっています。

「カーボンニュートラル宣言」の認知度



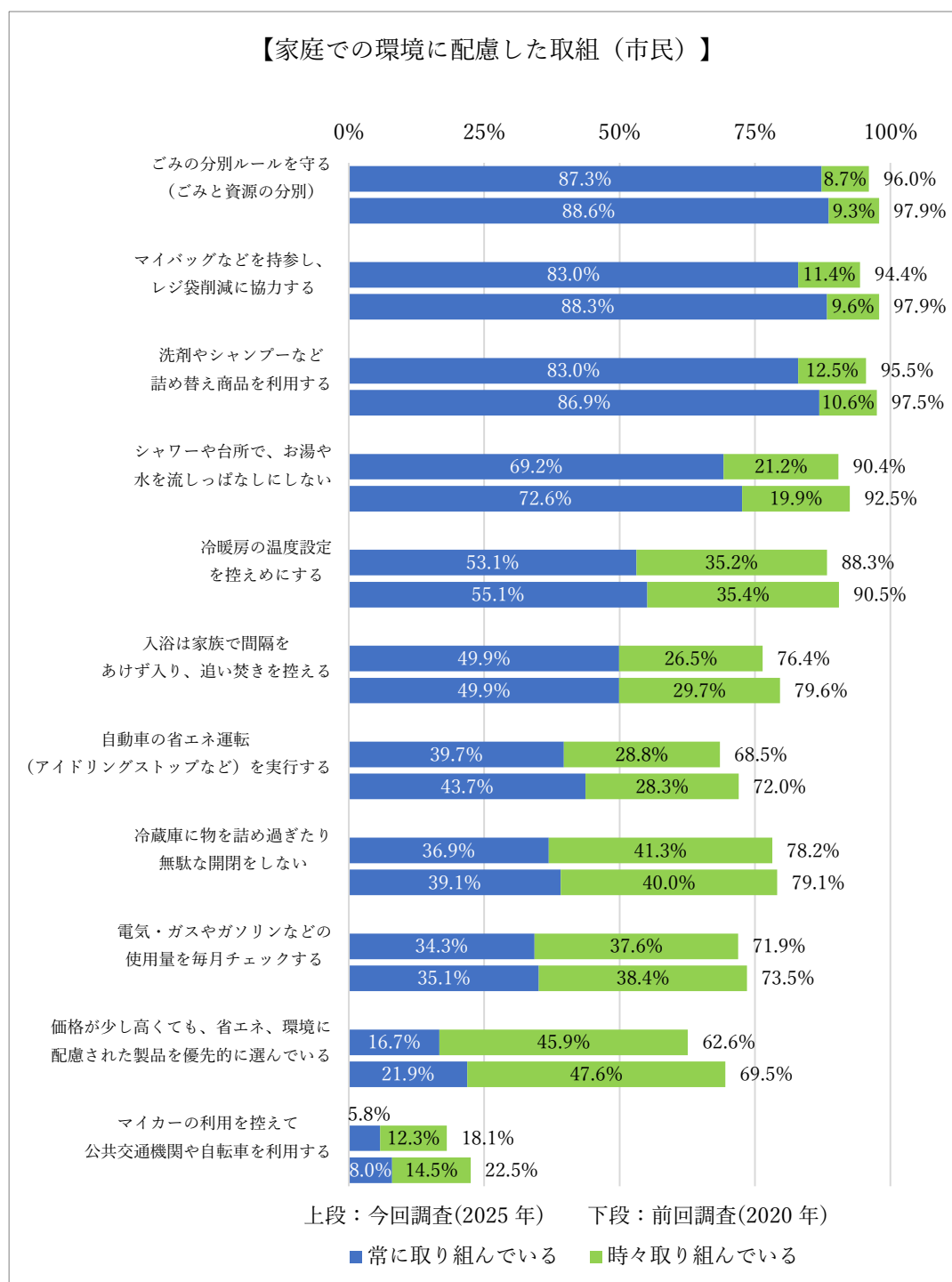
ゼロカーボンシティの認知度



(出典 市民アンケートより)

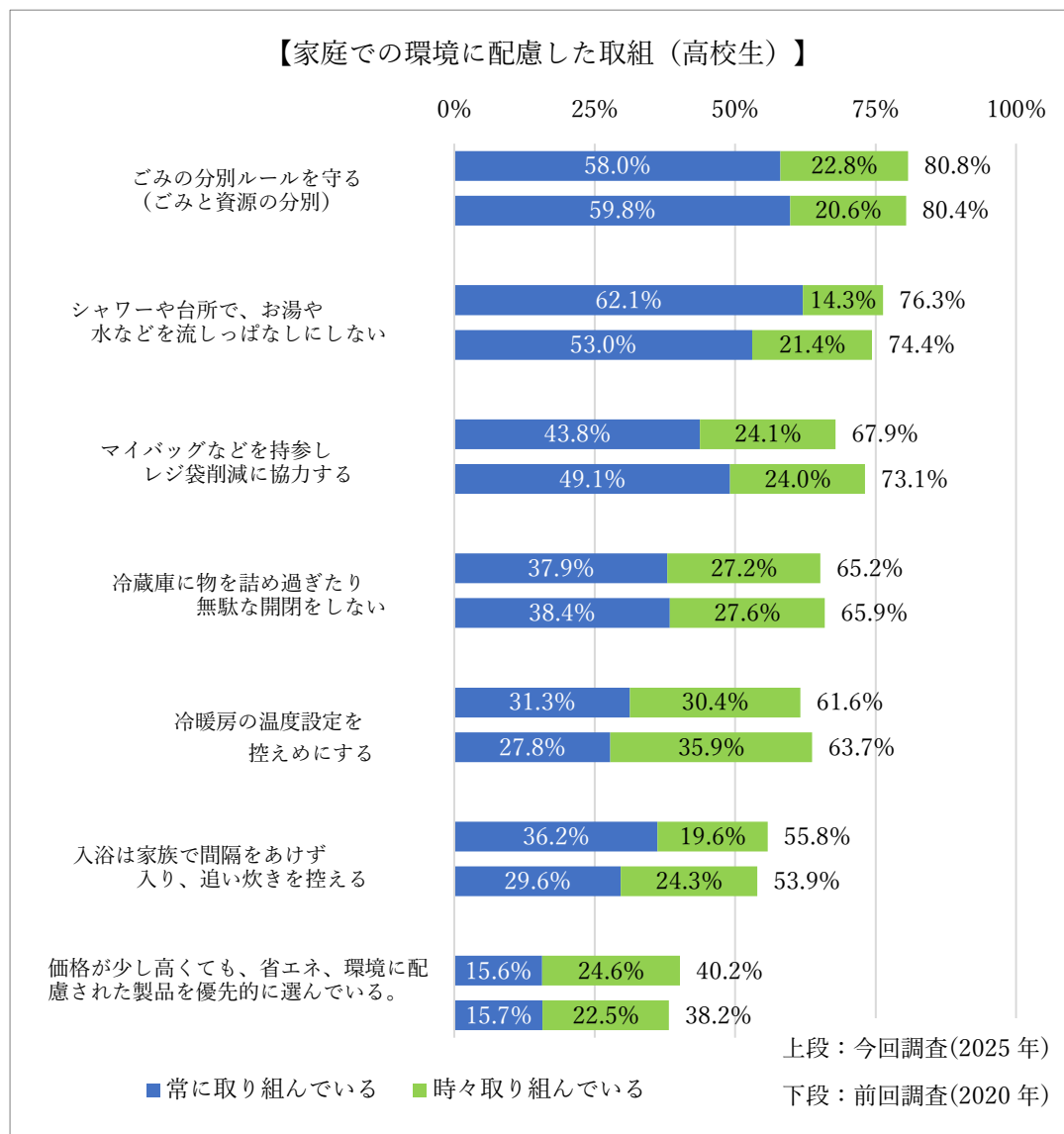
④ 家庭での環境に配慮した取組（市民）

「ごみの分別ルールを守る」「マイバッグなどを持参し、レジ袋削減に協力する」「洗剤やシャンプーなど詰め替え商品を利用する」「シャワーや台所で、お湯や水を流しっぱなしにしない」「冷暖房の温度設定を控えめにする」の5項目について、8割以上の市民が取り組んでいます。しかし、すべての項目について取り組みの割合が前回より低くなっています。



⑤ 家庭での環境に配慮した取組（高校生）

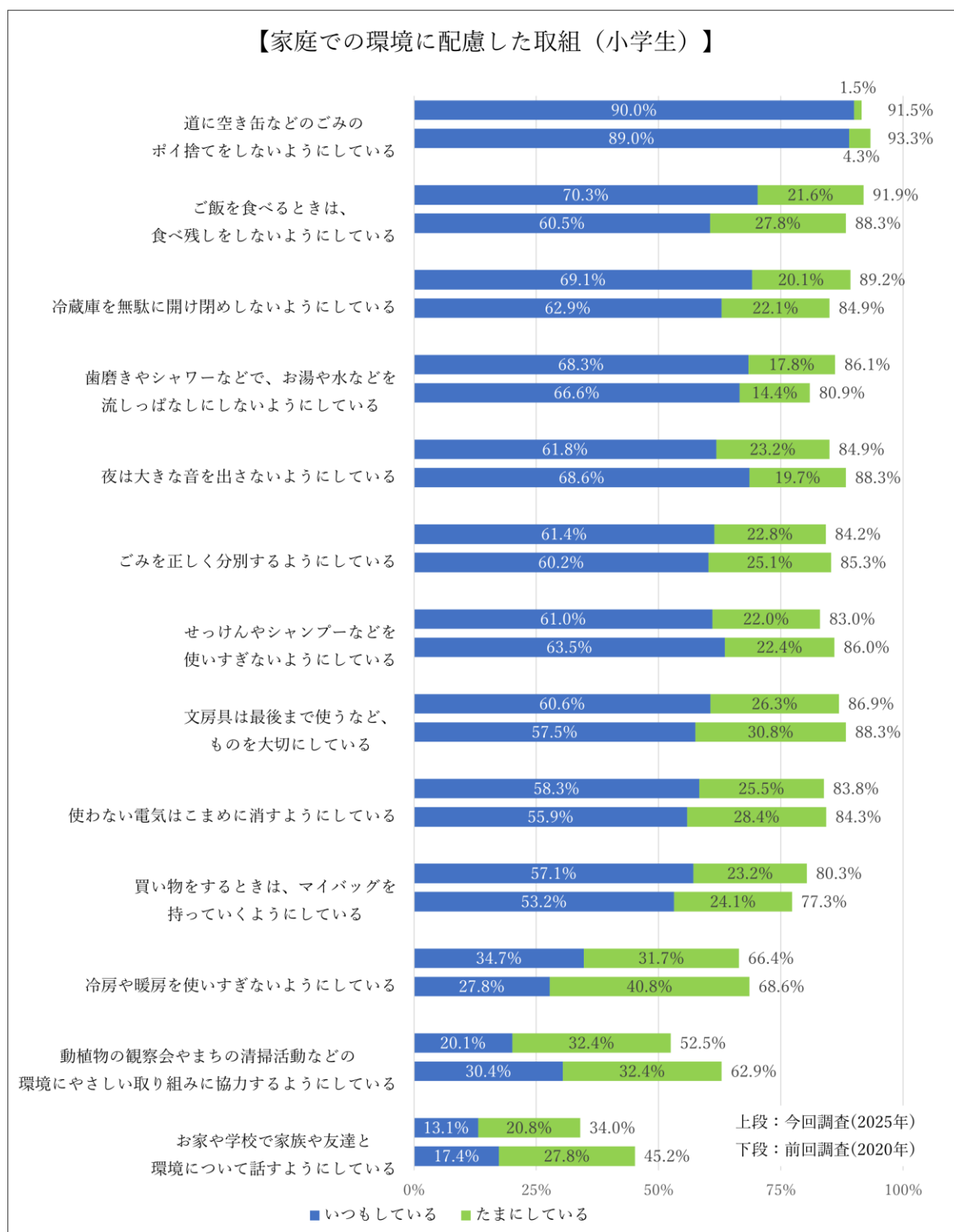
前回の調査結果と比較すると「ごみの分別ルールを守る」など、3項目が高くなっており、「マイバッグなどを持参し、レジ袋削減に協力する」など、4項目が低くなっています。



⑥ 家庭での環境に配慮した取組（小学生）

「道に空き缶などのごみのポイ捨てをしないようにしている」が最も高く、9割の児童が「いつもしている」と回答しています。

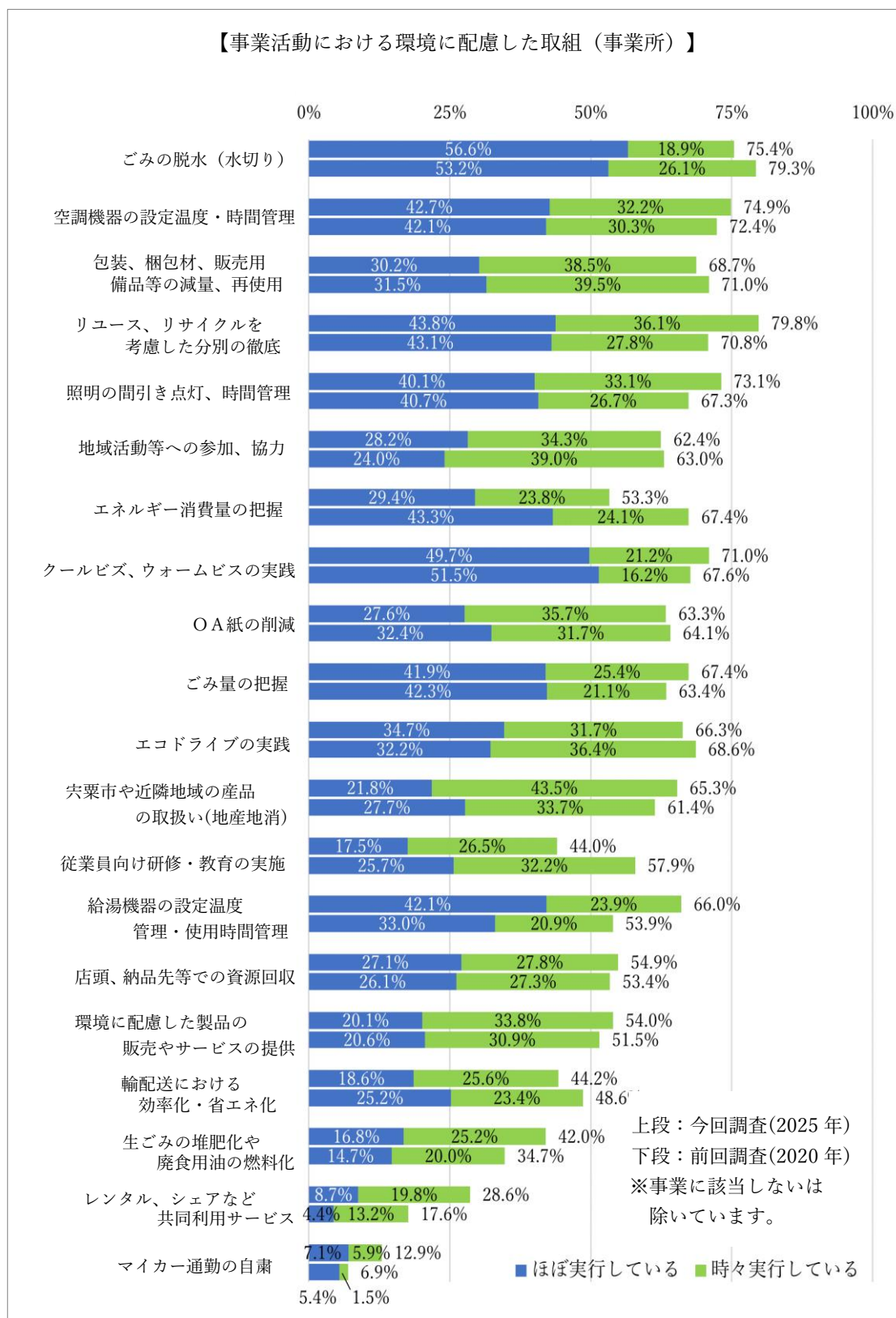
「いつもしている」の低い項目としては、「お家や学校で家族や友達と環境について話すようにしている」、「動植物の観察会やまちの清掃活動などの環境にやさしい取組に協力するようにしている」、「冷房や暖房を使いすぎないようにしている」などで、これら3項目以外は半数以上の児童が「いつもしている」と回答しています。



⑦ 事業活動における環境に配慮した取組（事業所）

前回の調査結果と比較し、「エネルギー消費量の把握」と「従業員向け研修・教育の実施」が10ポイント以上上昇しました。

逆に「給湯機器の設定温度・時間管理」と「レンタル、シェアなど共同利用サービス」は10ポイント以上下降するなど、項目ごとに上昇したものや下降したものなどが入り混じった結果となりました。



5 宍粟市環境基本計画(第3次)の評価等

(1) 前計画の施策体系

2022年3月に策定した宍粟市環境基本計画(第3次)(以下「前計画」という。)では、環境像を「豊かな自然と人が共生し、資源が循環するまち」とし、下記の5つの基本方針を設定し、基本施策に基づき各種取組を進めてきました。

環境像	基本方針	基本施策
豊かな自然と人が共生し、資源が循環する	基本方針1 豊かな自然と共生したまちづくり	森林資源の有効活用 農村環境の維持と魅力の向上
	基本方針2 地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギーの導入促進 省エネルギーの推進
	基本方針3 資源が循環するまちづくり	ごみの資源化・循環推進
	基本方針4 安心・安全な生活環境の整備	安心・安全な生活環境の整備
	基本方針5 環境意識の向上による環境にやさしいまちづくり	環境を学ぶ機会の創出 市民活動の推進

(2) 基本方針ごとの振り返り

① 基本方針1 豊かな自然と共生したまちづくり

市の面積の約90%を占める森林の保全と活用のため、森林環境譲与税を活用して、森林整備の推進や林業の担い手の確保等に取り組み、新規林業事業者の増加や市内林業事業者の存続につなげています。引き続き木材の安定供給体制が構築された持続可能な循環型林業への取組が必要です。

農業分野においては、農業の担い手の高齢化や人口減少が進む中において、新規農業者の掘り起こし、認定農業者の育成や営農指導、農地付き空き家制度等の実施により、移住促進と遊休農地化を防ぐ取組を進めています。農地を維持するためには、集落営農組織の維持が不可欠であることから、継続して関係機関と連携した支援が必要です。

市内の豊かな自然環境を、自然観賞やグリーンツーリズム等の観光資源として活用することにより、関係人口・交流人口の増加に取り組んでいます。今後においては、市内を循環しながら繰り返し訪れてもらえるよう、本市ならではの体験や地域との交流等、地域資源を最大限に活用した体験型観光のコンテンツづくりが必要です。

○主な目標指標と実績

基本施策	目標指標名	策定時 現状値	目標値 (2026 年度)	直近 実績値
森林資源の有効活用	人工林整備率	33.8% (2020 年度)	44.6%	43.0% (2024 年度)
	観光入込客数	979 千人/年 (2019 年度)	1,165 千人/年	883 千人/年 (2024 年度)
農村環境の維持と魅力 の向上	耕作放棄田率	10.5% (2020 年度)	現状値以下	11.2% (2024 年度)
	農業被害額	18,684 千円/年 (2020 年度)	8,000 千円/年	10,155 千円/年 (2024 年度)

② 基本方針 2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策では、市内から排出される二酸化炭素量は、住宅の太陽光発電設備設置補助事業の実施や「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行に伴い、住宅屋根や遊休地等への太陽光発電施設の設置が進むとともに、家庭・事業所等での省エネルギー行動の実践や設備の導入等により、減少傾向にあります。本市の自然資源の活用と地域活性化のために、地域主導型小水力発電の導入に取り組んでいますが、導入には至っていません。「2050 年カーボンニュートラル」に向け、小水力発電の導入や木質バイオマス等の地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入と、更なる省エネルギー行動の実践や設備の導入に継続して取り組む必要があります。

○主な目標指標と実績

基本施策	目標指標名	策定時 現状値	目標値 (2026 年度)	直近 実績値
再生可能エネルギー の導入促進	再生可能エネルギー自給率	82.2% (2017 年度)	100%	91.9% (2022 年度)
	地域主導型小水力発電設置数	0 箇所 (2020 年度)	2 箇所	1 箇所 (2025 年度)
省エネルギーの推進	市内の二酸化炭素排出量	281,445t- CO2 (2013 年度)	167,502t- CO2	184,671t- CO2 (2022 年度)

③ 基本方針 3 貢献資源が循環するまちづくり

ごみの減量化に向け、「宍粟市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市内店舗におけるマイバッグ運動や生ごみ処理機の補助、資源物の回収ステーションの設置等により、5 R 活動の普及に取り組んでいますが、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は増加傾向、リサイクル率は低下傾向にあります。資源循環型社会の形成のために、更なるごみの減量化と資源化に向けた取組が必要です。

○主な目標指標と実績

基本施策	目標指標名	策定時 現状値	目標値 (2026 年度)	直近 実績値
ごみの資源化・循環推進	市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	766.8g (2020 年度)	700g 以下	773.0g (2023 年度)
	リサイクル率	24.7% (2020 年度)	30%以上	23.6% (2023 年度)

④ 基本方針 4 安心・安全な生活環境の整備

公害対策として、水質調査・騒音測定を実施するとともに、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の公害防止関係法令の遵守のため、関係機関と連携し事業所等に対して指導等を実施し、市内において大きな公害は発生していませんが、依然、市には公害に関する苦情が寄せられています。

環境美化の推進に向け、不法投棄対策として監視パトロールの実施や防止看板・監視カメラの設置を行うとともに、市民や企業、各種団体等が実施するクリーン作戦への支援に取り組み、不法投棄の発生件数は減少していますが、新たな不法投棄が後を絶たない状況です。

継続して公害対策・不法投棄対策に取り組む必要があります。

○主な目標指標と実績

基本施策	目標指標名	策定時 現状値	目標値 (2026 年度)	直近 実績値
安心・安全な生活環境の整備	水質基準達成率(揖保川・千種川)	100% (2020 年度)	100%	100% (2024 年度)
	不法投棄等相談件数	27 件 (2019 年度)	13 件	21 件 (2024 年度)

⑤基本方針 5 環境の向上による環境にやさしいまちづくり

環境への意識を高める取組として、市民一人ひとりのライフスタイルがより環境に適合したものへと転換されるよう、ごみの出し方や減量化・資源化、再生可能エネルギーの活用をテーマに、自治会やグループの集会に市職員が出向き説明する出前講座を実施しました。また、地球温暖化問題、自然環境保全や利活用等についての市民講座も継続して開催し、環境について学ぶ機会の創出に取り組む必要があります。

さらに、市民の自主的かつ継続的な活動を推進するため、「宍粟市環境基本計画」の趣旨に沿って個人や市民グループとのネットワーク化に取り組むことが必要です。

○主な目標指標と実績

基本施策	目標指標名	策定時 現状値	目標値 (2026 年度)	直近 実績値
環境を学ぶ機会の創出	環境講座参加者数	124 人 (2019 年度)	240 人	29 人 (2024 年度)
	環境関連出前講座等実施回数	7 回 (2019 年度)	12 回	10 回 (2024 年度)
市民活動の推進	環境保全活動・イベント等の参加経験者	45% (2020 年度)	55%	64% (2025 年度)

6 現状と課題の整理

◇ 社会情勢

① 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の採択	17 の目標が示され、国際社会全体で目標の達成に向けた取組が進められています。
② 地域循環共生圏の創造	地域ごとに異なる地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う地域循環共生圏への取組が求められています。
③ 地球温暖化対策	「2050 年カーボンニュートラル」の目標の達成に向け、更なる二酸化炭素排出量の削減が求められています。
④ 循環型社会の構築	プラスチックごみ等による海洋汚染や、食品ロスの発生等、ごみの減量化・資源化に向けた取組が求められています。

◇ 宍粟市の現状と課題

① 「森林」を活用したまちづくり	豊かな森林資源を木材・農産物の生産や観光等に広く活用したまちづくりを進めています。
② 地球温暖化対策	市内から排出される二酸化炭素量は減少傾向にありますが、「2050 年カーボンニュートラル」に向け更なる削減が求められています。
③ ごみの排出量 資源化の状況	市内から排出されるごみの量は増加傾向にあり、これに伴いリサイクル率は低下傾向にあります。更なるごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。
④ 生活環境	大きな公害は発生していませんが、今後も公害対策を継続して実施するとともに、ポイ捨て・不法投棄対策を一層強化して実施する必要があります。
⑤ 環境意識	環境イベント・講座の参加者はコロナ禍で低迷しています。環境意識向上や市民活動の輪を広げる為の取組が必要です。

◇ 市民等意識調査結果

① 将来の宍粟市の環境	「宍粟市がどのような環境になってほしいか」との問いでは、豊かな自然と共感する項目が上位に並び、自然環境の保全と活用に関する取組への意向が高くなっています。
② 関心のある環境問題	「耕作放棄地や空き地空き家対策」や「自然環境の保全対策」が関心の高い環境問題になっています。
③ 事業所の意識調査	多くの事業所がごみ減量や省エネなど環境保全に対する取組に積極的な意識を持っているほか、財政的な支援への期待度も高まっています。

7 計画策定の視点

(1) 「持続可能な開発目標(SDGs)」の要素の反映

「持続可能な開発目標 (SDGs)」の 17 の目標には、環境問題に関わるものが多くあります。また、その目標を通じて、相互に関連する複数の諸課題を総合的に解決することを目的としていることから、第3次計画に引き続き SDGs の要素を反映します。

(2) 地域循環共生圏の創造

地域ごとに異なる地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり・経済的なつながり）を構築していくことで、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の創造に取り組みます。

(3) 森林から^{もり}創^{はじ}まる地域創生

「宍粟市総合計画」では「森林から^{もり}創^{はじ}まる地域創生」をまちづくりのテーマに、本市の豊かな自然環境、自然資源を活用した様々な施策を展開しています。本計画においても、第3次計画に引き続き豊かな森林を中心に置いた施策の検討を行います。

(4) 地球温暖化対策

「パリ協定」や「2050 年カーボンニュートラル」等、国内外において脱炭素社会に向けた様々な動きが加速しています。また、市民等意識調査においても「地球温暖化問題」の関心が高くなっています。更なる二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。

(5) 循環型社会の構築

食品ロスやプラスチックごみ等による海洋汚染等、地球規模で廃棄物に関する問題が起っています。本市においてもごみの排出量が近年増加傾向にあることから、更なるごみの減量化・資源化に取り組みます。

(6) 生活環境の保全

市内において、大きな公害は発生していませんが、引き続き公害を未然に防ぐ取組を実施する必要があります。また、市道・林道沿いにごみを不法に投棄する事案が発生していることから、その対策を強化する必要があります。第3次計画に引き続き公害対策とポイ捨て・不法投棄対策に取り組みます。

(7) 各主体の環境問題への対応

地球温暖化対策や循環型社会の構築、SDGs の 17 の目標を達成するためには、国や地方自治体だけでなく、企業・市民・各種団体等のあらゆる人々が環境問題に取り組む必要があります。本計画において各主体の役割等に応じた基本的な行動指針を示します。

(8) 豊かな自然環境を次世代に

本市は、豊かな自然環境に恵まれており、市民等意識調査においても、自然環境の満足度・重要度が高く市民の誇りとなっています。豊かな自然環境や自然からの恵みを次世代に引き継ぐため、第3次計画に引き続き自然環境や農村環境の保全に取り組みます。